

平成 2 7 年 度
薬剤師生涯教育推進事業実施法人
公 募 要 領

平成 2 7 年 7 月

厚生労働省

1. 総則

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱に基づく事業（以下「薬剤師生涯教育事業」という。）を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

2. 法人の業務

法人の業務は、薬剤師生涯教育推進事業実施要綱（平成22年4月22日付薬食発0422第12号）及び医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（平成21年5月21日付厚生労働省発医政第0521001号）に規定する業務とします。

3. 応募の要件

以下の全ての要件を満たす法人とします。

- （1）薬剤師生涯教育事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- （2）研修事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- （3）医療や薬学教育について、幅広い知見と経験を有していること。

4. 補助金予算額

- （1）平成27年度予算額 15, 133千円

- （2）補助対象経費

賃金、諸手当、社会保険料事業主負担、報償費（謝金）、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）

※ 詳細は、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（平成21年5月21日付厚生労働省発医政第0521001号）を参照

5. 事業の実施期間

法人採択日 ～ 平成28年3月31日

6. 応募法人の審査

- （1）審査の方法

法人の採択については、医薬食品局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置する薬剤師生涯教育推進事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された応募書類について、医薬食品局総務課において、応募要件への適合性について審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。(提出書類については、8の(2)の③提出書類及び部数を参照してください。)

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者(代理も可能としています。)に対してヒアリング審査を実施します。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

(3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

① 事務処理能力(業務遂行体制の妥当性)

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 特定の薬剤師に偏重することなく、受講者を募集し選定する体制を有しているか。
- ・ 過去に他の薬剤師研修事業を実施した経験及び実績があるか。
- ・ 研修生を受け入れる薬局や医療機関との協力体制を築く能力を有しているか。
- ・ 適切な研修プログラムを作成する能力を有しているか。

② 知見について(医療及び薬剤師の資質向上に関する知見の妥当性)

- ・ 病院や地域におけるチーム医療において薬剤師が果たすべき役割について理解しているか。
- ・ 薬剤師の資質向上、生涯教育について十分な知見を有し理解しているか。

③ 研修内容について(研修プログラムの妥当性)

- ・ 特定の地域に偏重することなく、複数の地域における実施等を含めた研修体制が確保されているか。

- ・ 病院や地域におけるチーム医療に関する適切な内容が含まれているか。
- ・ 研修後に受講者による研修成果の活用を促す点が考慮されているか（業務への活用計画作成や勤務先への提供等）。

（４）審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくことになります。業務は上記２に記載したとおり実施要綱や交付要綱に従っていただきます。

8. 応募方法等

（１）応募書の作成及び提出

「薬剤師生涯教育推進事業実施法人応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

（２）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

平成２７年７月９日（木）から平成２７年７月３０日（木）（必着）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医薬食品局総務課総務係 あて

問い合わせ先：同 上

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線２７１３）

FAX：０３－３５９１－９０４４

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前９時３０分～午後５時（正午～午後１時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「薬剤師生涯教育推進事業実施法人応募書」及びその参考資料 ３部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料 １部

を１つの封筒に入れ「薬剤師生涯教育推進事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。
- ※ 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。
- ※ 応募書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。（様式は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。）

9. 応募・審査スケジュール

応募期間：平成27年7月9日（木）から平成27年7月30日（木）（必着）

審査：8月

採択・不採択の連絡：8月

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。